

児童手当を受けている方へ  
6月は『現況届』の提出月です

福祉課（内線538）

児童手当を受けている方は、6月2日(月)～30日(月)の期間に「現況届」を提出してください。  
現況届が提出されていないと、受給資格があっても6月から手当てが受けられなくなるので、届け忘れないようにご注意ください。

※現況届の提出についての日程や方法などの案内文を福祉課から受給者に郵送します。  
※平成20年1月2日以降に市内に転入された方は、平成20年1月1日現在に住所地のあった市町村で発行する「平成20年度所得証明書」が必要です。

## ■現況届受付日時

○本庁地区

受付日	受付時間	対象地区	受付場所
6/13(金)	9:00～11:00	大平地区	大平地区公民館
	13:30～16:00	中村地区	中村地区公民館
6/16(月)	9:00～11:00	上野地区	上野地区公民館
6/17(火)	9:00～12:00	灘町・米湊・上吾川	伊予市市民会館 1階会議室
	13:30～16:00	湊町・下吾川	
6/18(水)	9:00～12:00	全地区対象	
	13:30～16:00		

※上記の受付日に、年金加入証明書等の必要書類が整わない場合は、後日提出してください。なお、上記日程以外でも、随時、福祉課で受け付けます。

○中山・双海地区

各地域事務所総合窓口課で随時受け付けます。

■提出期限 6月30日(月)

## 6月議会

傍聴してみませんか！

本会議は原則として公開されていますので、どなたでも傍聴できます。

### 6月市議会定例会の日程

月	日	内	容
6	6(金)	本会議	議案上程・提案理由の説明
	11(水)	本会議	議案質疑・委員会付託
	16(月)	本会議	一般質問
	17(火)	委員会	常任委員会(民生文教委員会)
	18(水)	委員会	常任委員会(産業建設委員会)
	19(木)	委員会	常任委員会(総務委員会)
	20(金)	委員会	常任委員会
	26(木)	本会議	1.委員長報告(質疑・討論・表決) 2.その他

■問い合わせ 議会事務局(内線606・607)

伊予市ファミリー・サポート・センター

## 「マミ♡サポ」からのお知らせ

### ■まずは会員登録

- ・おねがい会員(依頼会員)…センターで登録
- ・まかせて会員(提供会員)…講習を受講後に登録
- ・どっちも会員(依頼・提供会員)…講習を受講後に登録

※入会申込書は、市内の公共施設に置いてあります。

### ■講習会日時

日	時	内	容
6/3(火)	10:00～12:00	乳幼児に起こりやすい事故と 応急処置	
	13:00～15:00		
6/11(水)	10:00～12:00	ファミリー・サポート・センターの 役割と期待するもの	
	13:00～15:00		

■場所 伊予市中央公民館2・3階

■問い合わせ 伊予市ファミリー・サポート・センター「マミ♡サポ」事務局(子育て支援センター内、☎982-0406)

## 母子家庭の方へ 医療費受給者証の更新手続きをお忘れなく

健康保険課 (内線524)

現在、母子家庭の方がお持ちの「医療費受給者証」は、有効期限が6月30日(月)までとなっています。更新手続きをしないまま受診すると、医療費の一部を支払うこととなりますので、必ず手続きをしてください。

■受付期間 6月2日(月)～16日(月)、8時30分～17時30分(土・日曜日は除く)  
■受付場所 健康保険課、又は、各地域事務所総合窓口課。

## 乳幼児・母子家庭・重度心身障害者医療費助成制度について

次の条件に該当する方は、医療費の一部負担金の助成制度があります。助成を希望する方は、申請が必要になりますので、健康保険課までお問い合わせください。

- ◎乳幼児の医療費助成制度  
就学前(6歳に達した日以後における最初の3月末日)までの方
- ◎母子家庭の医療費助成制度  
20歳に満たない児童等及び20歳に達した日以後において、引き続き学校に就学している子、又は、身体障害者手帳の1・2級、療

### ■対象者

児童を監督、保護しており、所得税の納付義務のない方

### ■持参するもの

- 健康保険証
- 今お持ちの医療費受給者証
- 平成19年分源泉徴収票(「ピー可」又は、平成19年分確定申告書の写し、それ以外の方は平成20年度課税(所得)証明用同意書
- 申請書(事前に個人あてに送付します。)
- 印鑑

育手帳判定Aに該当する子、もしくは、身体障害者手帳の3～6級で療育手帳判定Bに該当する子を扶養している母子家庭、準母子家庭の祖母と孫又は姉と弟妹、父母のない児童。ただし、家庭主(母親)に所得税が課税されている場合は対象になりません。

◎重度心身障害者の医療費助成制度  
身体障害者手帳1・2級の方、療育手帳判定Aの方、又は、身体障害者手帳3～6級の方で、かつ、療育手帳判定Bの方。

## 行政評価の公開を始めます

行政改革・政策推進室 (内線668・510)

市では、健全で開かれた行政経営を実現するため、行政評価の仕組みを取り入れていきます。行政が実施するさまざまな取り組みについて目的を明確にし、結果や効果の検証を行いながら、現状把握や課題認識を踏まえた今後の取り組みにつなげていく制度です。6月から、インターネットで昨年度の事務事業に関する評価結果の公開を開始し、7月からは、

市民の皆さんからのご意見をお寄せいただくシステムが稼働します。詳しくは、伊予市ホームページ(<http://www.city.iyoehime.jp>)をご覧ください。  
インターネットをご覧ください。インターネットを閲覧になれない方には、市役所及び各地域事務所、7月から評価シートの閲覧を開始し、意見の受け付けを行います。

任期満了(7月19日)に伴う

## 伊予市農業委員会委員選挙が行われます

■選挙の期日の告示日 6月29日(日)

■選挙の期日(投票日) 7月6日(日)

### ■選挙区・定数

選挙区名	地区名	定数
第1選挙区	鶴崎、両澤、上唐川、下唐川、平岡、大平、三秋、中村、森、本郡、尾崎、三島町、市場、稲荷、灘町、湊町、米湊、上吾川、下吾川、下三谷、上三谷、上野、宮下、八倉	15人
第2選挙区	中山町中山、中山町出淵、中山町栗田、中山町佐礼谷、双海町高野川、双海町上灘、双海町高岸、双海町大久保、双海町串	15人

### ■投票について

投票ができる方は、農業委員会委員選挙人名簿に登録されている方です。

### ■立候補説明会について

6月上旬を予定しています。

■問い合わせ 伊予市選挙管理委員会(内線583・584)

く支え合い・助け合いく  
**伊予市災害時要援護者支援制度**

福祉課（内線556）  
長寿介護課（内線544・555）

伊予市災害時要援護者支援制度とは、地震や風水害などの大災害発生時に、被害を受けやすい高齢者や心身に障害のある方を名簿登録し、消防や民生児童委員、地域の協力者とともに支援する制度です。

■登録の対象者

- 一人暮らしの高齢者（70歳以上）
- 要介護高齢者（要介護3以上）
- 身体障害のある方（手帳1〜3級）主に単身生活の方（70歳未満）
- 知的障害のある方（療育手帳保持者）
- 精神障害のある方（手帳1〜3級）
- 障害者だけの世帯 など

※施設入居者は除きます。

■どんなとき、どんな協力を  
してもらえるの？

まず、自助努力が必要なのは言うまでもありませんが、震度5以上の地震・避難勧告や指示の出た風水害などのとき、地域の自主防災組織、消防団、民生委員、高齢者家庭相談員、近隣の協力員（あらかじめ2人程度の方）にお願いしてきます。等の皆さんに次のようなことをお手伝いいただきます。

- ①災害情報の伝達②安否確認③避難所への誘導 など

■登録申請の方法

所定の申込書に記入をしていただきます。記入いただいた情報は、協力関係者が共有するために、提供することへの同意をいただくこととなります。

■登録を希望する方は

- 一人暮らし高齢者及び要介護3以上の方は、長寿介護課へ。
- 障害者、障害者世帯は、福祉課へお問い合わせください。

＝ 6月の市税納期＝

今月の市税の納期は次のとおりです。  
納期限までに必ず納めましょう。

	納期限	口座引落日
市県民税 (第1期)	6月30日(月)	6月27日(金)

■問い合わせ 会計課(内線548・549)

**伊予市松前町共立衛生組合の  
職員を募集します！**

- 募集職種・人員 技術職1人
- 業務内容 汚泥再生処理センターの維持管理業務
- 受験資格
  - ①昭和54年4月2日～昭和62年4月1日生まれの者
  - ②理工科系、技術系の大学卒業(平成21年3月卒業見込者を含む)の学歴を有する者、又は、大学卒業以上の学力を有し、機械器具等に興味を有する者
  - ③日本国籍を有する者で、地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない者
- 第1次試験 ◇日時：7月20日(日)、10時～ ◇場所：松前町役場 ◇試験：教養試験(大学卒業程度)
- 第2次試験 ◇日時・場所：第1次試験合格者に通知 ◇試験：作文試験、口述試験、身体検査
- 申し込み 松前町総務課職員係で申込用紙を受け取り、必要事項を記入し、写真2枚を添えて提出してください。
- 受付期間 6月2日(月)～27日(金)(休日を除く執務時間)
- 問い合わせ  
松前町総務課職員係 ☎985-4103  
伊予市松前町共立衛生組合事務局 ☎984-5602

**ストップ・ザ 悪質商法 ⑤**

●医療費の還付があるとの電話が…。

「医療費の還付金が発生した。事前に通知はがきを出しているが、受領手続きができていないので携帯電話を持って、銀行のATMに行くように」と指示された。てっきり市の職員だと信じていたが、市役所に確認したら、だまされていることが分かった。

◎ひとこと助言

制度が変わると、それを狙ったかのように怪しい電話がかかることがあります。公的機関を装って架空の還付を連絡する悪質な事例が報告されています。また、「抽選に当たりました」「アンケートです。一度会ってお話をしませんか？」と突然電話で呼び出し、高額な商品を購入させる危険な手口もあります。通信手段の電話は、悪質な商法に使われることを認識しましょう。

■相談窓口 消費者相談窓口(産業経済課内)

☎982-1111(内線573)

※毎週月・水・金曜日は、専門の相談員が対応します。

**国民年金保険料の納付が困難な30歳未満の方は  
若年者納付猶予制度の手続きを！**

健康保険課（内線547）

**若年者納付猶予制度とは**

就職が困難あるいは失業などで収入が少なく、保険料の納付が困難な30歳未満の方が、市の国民年金窓口へ申請し、社会保険事務所へ承認を受けると、その期間の保険料の納付が猶予される制度です。保険料免除制度と異なり、同居している「世帯主」の所得審査は必要ありません。

**■対象となる方**

- ① 30歳未満の方
- ② 申請者本人及び配偶者の所得が一定額以下の方
- ③ 失業、倒産、事業の廃止などにあったことが確認できる方

**■申請に必要なもの**

①年金手帳②印鑑③失業の場合は、「雇用保険受給資格者証」又は「雇用保険被保険者離職票」等の写し

**■申請をして承認されると**

承認期間中の障害など不慮の事態には、一定の要件を満たせば、障害基礎年金又は遺族基礎年金が支給されます。なお、承認期間中は、将来老齢年金を受け取る際に必要な受給資格期間（25年）には算入されませんが、年金額には反映されません。

**■忘れずに「追納」を！**

承認期間については、10年以内であれば保険料をさかのぼって納めること（追納）ができます。将来受け取る年金額を満額に近付けるためにも、保険料の追納をお勧めします。

※2年を過ぎて保険料を追納する場合、当時の保険料に加算金が付き高くなります。早めに「追納」することをお勧めします。

**県内社会保険事務所の年金相談の時間延長と休日相談**

**■年金相談の時間延長**

6月末までの平日は、19時まで時間延長をして、年金相談を実施します。

**■休日開庁による年金相談**

○実施日 毎月第2土曜日、6月14日（土）、21日（土）、22日（日）  
○時間 9時30分～16時

※詳しくは、愛媛社会保険事務局 ホームページ (<http://www.sia.go.jp/shime/>)をご覧ください。

**■年金相談の時間予約の受け付け**

松山西社会保険事務所  
☎ 925-15105

**水道の休日当直当番業者**

◆土・日曜日、祝日の上水道、簡易水道、条例水道の緊急業務（簡易な修理は除く）は、次の当直水道指定工事業者に相談ください。

月	日	指定工事業者	電 話
6	1(日)	(有)協和設備工業 上吾川	983-4185
	7(土)	(有)栄電機設備 中山	967-1318
	8(日)	(株)伊予設備 米 湊	983-4613
	14(土)	岩井水道工業所 大 平	983-3066
	15(日)	藤岡工業(株) 上 灘	986-0350
	21(土)	(有)二宮水道工業 下吾川	983-2819
	22(日)	未来設備 尾 崎	983-5282
	28(土)	功栄設備 中 村	982-5888
7	29(日)	(有)升田金物店 出 瀨	967-0067
	5(土)	(有)ハヤタ設備工業 上吾川	983-0398
	6(日)	西岡建材(株) 下吾川	983-1598

※業者への依頼は、8:00～17:00の時間帯にお願いします。  
※水道メーターから宅地内側の修理は、すべて有料です。

**= 市内の交通事故状況 =**

(4月末日現在)

	4月	累計	前年比
発 生	9件	51件	-27件
死 者	1人	3人	+2人
傷 者	10人	59人	-38人

シートベルトを正しく着用しましょう！

**= 市内の街頭犯罪等発生状況 =**

(4月末日現在)

	4月	累計	前年比
侵 入 盗	3件	27件	+7件
自 動 車 盗	0件	0件	-3件
オートバイ盗	1件	6件	+4件
自 転 車 盗	5件	11件	-2件
車 上 ね ら い	4件	17件	+1件

安全は一人ひとりの意識から  
安心は人のつながり 地域から

皆さんの安心のため、消防は24時間活動しています。  
火のしまつ君がしなくて誰がする

6月8日～14日は

「危険物安全週間」



伊予消防署 ☎ 982-0657

焼する極めて火災危険性の高い物質です。

この週を機会に、セルフスタンドでの注意事項をもう一度確認してみましょう。

**【注意事項】**

- スタンド内は火気厳禁(車内での喫煙も×)
- 給油前に必ず車のドア・窓を閉め、エンジンを切る
- 給油作業前に、給油機についている静電気除去装置に触れること
- 給油作業はこぼさないように丁寧に(ついで)
- 給油口に子どもを近づけないこと

**ガソリンをポリ容器に入れてはダメ!**

**「ガソリンをポリ容器に保管することの危険性」**

- ① ポリ容器は、運搬中にガソリンの液面が揺れただけでも静電気がたまり、注油時・開栓時に着火する恐れがあります。



- ② 容器の気密性が低く、キャップからガソリン蒸気が漏れ、火災となる恐れがあります。漏洩したガソリン蒸気は、低所にたまり、予想もできない場所から出火することがあります。
  - ③ ガソリンはプラスチックの溶剤となるもので、ポリタンクを溶かし、漏れ出す危険性があります。
  - ④ 灯油と間違えて、ストーブ等に誤って給油することにより、火災になる危険があります。
- ※ガソリンを保管する場合は、金属製のガソリン携行缶を使用してください。(左下写真)



**違法に危険物を貯蔵**

していませんか?

ガソリンと軽油の危険性としては、次のようなものがあります。  
① ガソリンは、気温がマイナス40度でも気化(蒸発)し、小さな火種(ライター等の火、静電気、衝撃の火花など)でも爆発的に燃焼します。

② 軽油は、気温が約40度で気化しますが、布きれ等に染み込んだ場合は、さらに低い温度で引火します。また、大量に保管すると火災危険性が高まり、いったん火災が発生すると大火災になる危険性があります。

安易な気持ちでガソリンなどを保管することは、火災や爆発などの重大な災害の原因となりますので**絶対にやめましょう!!**

# 住宅用火災警報器について

住宅用火災警報器は、室内の煙や熱に反応して警報音を発する器具です。この器具を設置することにより、火災の発生をいち早く知ることができ、より早い避難・通報・初期消火が可能となります。

住宅火災による死者の約6割がいわゆる「逃げ遅れ」です。住宅用火災警報器を設置することで、「逃げ遅れ」を防ぐ効果が見込まれます。



住宅用火災警報器  
熱を感知するものと煙を感知するものがあり、電池式のものや交流電源を使用するものがあります。

## 住宅用火災警報器の設置は義務付けられているの？

近年、住宅火災による死者の増加が懸念され、何らかの対策が必要となっていました。住宅火災による死者の約6割が「逃げ遅れ」によるものであることから、国で議論がなされ、「従来、個人の自助努力にゆだねられてきた住宅防火対策について見直し、法制度の導入が必要」と判断され、法制度

化されることになりました。

### ◎設置する場所

寝室、寝室のある階の階段などの天井又は壁の火災発生を有効に感知できる場所

### ◎設置する時期

- ・新築住宅：平成18年6月1日から
  - ・既存住宅：平成23年6月1日までに設置
- ※伊予消防等事務組合火災予防条例で定められています。

## ■伊予市管内の火災と救急出場件数（4月末日現在）

種別	4月分			累計（1月から）		
	火災件数	本庁	1	1	本庁	5
	中山	0	中山		1	
	双海	0	双海		0	
救急出場件数	本庁	103	139	本庁	394	555
	中山	16		中山	72	
	双海	20		双海	89	

**火災・救急 → 119**

**火災救急病院 案内 982-5959**

# 給湯機の点検のお願い

現在、使用している給湯機は、TOTO（1995年8月～1999年6月製造）の石油直圧式給湯機ではありませんか？点検対象製品で点検していない場合は、給湯機部品の一部不具合により、火災に至る可能性がありますので、至急点検を行ってください。

## ■対象製品の見分け方

①メーカー名・機種名の確認  
給湯機に「Hi-ACTY」と記載されたシールが貼られているもの。

該当したシールがあるものについては型式名・製造年月も併せて確認してください。  
※「ACTY」と記載されているが「Hi」の付いていない製品は該当しません。

※シールのデザインは機種によって異なるのでご注意ください。

## ②型式名・製造年月の確認

- ◎型式名
- RPE32K ●●●●
  - RPE40K ●●●●
  - RPE41K ●●●●
  - RPH32K ●●●●

- RPH40K ●●●●
- RPH41K ●●●●

◎製造年月  
1995年（平成7年）8月から1999年（平成11年）6月まで  
※製造番号の頭4ケタが製造年月です。

## ■問い合わせ

対象製品を発見した場合  
給湯機点検コールセンター

☎0120-1444-1309  
受付時間 9時～17時30分（土・日曜日、祝日を除く）

